

令和元年第2回  
利根町議会定例会会議録 第6号

令和元年6月14日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環境対策課長補佐		松永重生君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 6 号

令和元年6月14日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 継続審議案件 議案第40号 利根町監査委員の選任について
- 日程第2 議案第41号 利根町森林環境譲与税基金条例
- 日程第3 議案第42号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第43号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第45号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第46号 字の区域の変更について
- 日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 継続審議案件 議案第40号
- 日程第2 議案第41号
- 日程第3 議案第42号
- 日程第4 議案第43号
- 日程第5 議案第44号
- 日程第6 議案第45号
- 日程第7 議案第46号
- 日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

---

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  
本日教育委員会より、直井指導室長が出席します。

ここで教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） おはようございます。町民運動会の中止のお知らせでございます。

明日15日、予備日として16日に開催を予定しておりました町民運動会につきましては、悪天候が予想されることから、大会長と協議しまして中止とさせていただき、改めまして秋ごろの開催を検討したいと考えております。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 日程第1、継続審議案件、議案第40号 利根町監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により若泉昌寿議員の退場を求めます。

〔10番若泉昌寿君退場〕

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員が退場しました。

本案は、5月10日の臨時会に上程されたものです。既に説明及び質疑は終了していることから、本日は討論、採決を行います。

それでは、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、反対討論をいたします。

地方自治法第196条で、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者を議員のうちから、それを選任する。ただし、地方自治法のただし書きで議員のうちから監査委員を選任しないことができるという規定があつて、このことから私は、公認会計士あるいはプロの会計士がなれば、利根町の財務管理等がもっとよくなり、利根町ももっとよくなるだろうということで反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

11番新井邦弘議員。

○11番（新井邦弘君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、全員協議会というものは、平成20年の法改正で、会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、法律上、明確に位置づけられることになりました。

このことから、5月10日に全員協議会で決定された若泉議員の監査委員ということで、

皆さん全員一致して決まったわけですから、私は全員協議会の尊重を優先して賛成したいと思います。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私は、議案第40号 利根町監査委員の選任について反対討論をいたします。

人事案件については、討論を行わない自治体が多いようでございますが、監査の件でございます。この監査というのは自治体の根幹的な事務だと私は理解しておりますので、何点か反対の理由を申し上げたいと思います。

まず一つといたしましては、監査委員と町長との蜜月な関係が明らかになっていることとあります。会議録を読んでもいただければわかりますけれども、幾つかあるんですけども、その中で2点ほど申し上げたいと思います。

平成30年9月12日の若泉議員の一般質問は、問題は問題として指摘しておきながら、町長が説明、答弁するのではなくて、若泉議員が一生懸命説明し答弁しているような、そういう内容になっております。「佐々木町長がやった、やった」と、こういう言葉を発しておるわけでありまして。その上で、「よろしくお願いします」、また「ありがとうございました」、このようなことを言っている。これが平成30年9月12日。

これより前の平成30年6月4日の一般質問でも、若泉議員は、ウェルネススポーツ大学の宣伝を一生懸命、この議場本会議の中でお話ししているんですね。

これより前に町長がウェルネススポーツ大学についていろいろと述べておる。これを受けて若泉議員が、ウェルネススポーツ大学について宣伝をやっていたのか、わかりませんが、町長と監査委員がこのような蜜月な関係では、やっている監査とは名ばかりではないかと思っております。

それで、若泉議員は最後になって、議場内ですよ、本会議内で次のように言っているんですね。「皆さん、わかりましたか、理解できましたか」、何ですか、これは。私はこれが議会が選んだ監査委員かということで大変不審に思っている次第でございます。

また、監査委員としてどうなのかなという点、学校関係についてちょっと申し上げたいと思いますけれども、学校給食関係でございます。

学校給食法は、義務教育小学校において児童生徒に対して実施される給食を言うということですが、地方公共団体、いわゆる町は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとされております。学校給食は公費、地方債及び児童の保護者の負担する費用で賄われておまして、毎年莫大な費用がかかっております。学校給食の目標というのは、学校教育法第17条、第18条に規定されております。また、学習指導要領にも触れているかと思っております。

学校給食実施基準に定めた学校給食の実施は、学校の設置者、いわゆる町には義務づけ

られていませんけれども、運営、継続されることに努め、財政負担の方途を講ずることが望ましいと。そして積極的に努力すべきだと、このように規定しております。学校給食の実施に必要な経費は、原則、学校の設置者と給食を受ける児童の保護者等がそれぞれ分担をすると定めております。

国のほうでも二つの補助がありまして、一つは給食室の開設に必要な施設設備を図る経費、これは町長みずからが学校給食の施設を建てたり、内容の説明などを図っております。もう一つは、給食用小麦に関する特別措置であります。

以上のことを総合して考えますと、学校給食は国の補助や町の設置義務となって、多額の税金が投入されております。そこに若泉議員が学校給食に使われている食材を納入している、納入業者だと、これはどういうことだというのが私の一つの指摘でございます。おかしいんじゃないかということでもあります。

それから、議員は、余りこういうことは指摘したくないんですけれども、交通事故を起こしております。今年3月にです。大勢の人がこれを見ております。救急車も来て、人の搬送が行われました。私も聞いてきました。人身事故が……。

○議長（船川京子君） 井原議員、暫時休憩とします。

午前10時13分休憩

---

午前10時49分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの井原議員の発言ですが、プライバシーに当たるかどうか、議会の判断により決定することが望ましいとの全国議長会の回答でしたので、これより起立による採決を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。

午前10時50分休憩

---

午前11時00分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの井原議員の事故についての発言ですが、プライバシーに当たるかどうか議会の判断により決定することが望ましいとの全国議長会の回答でしたので、これより起立による採決を行います。

地方自治法第117条の規定により、井原正光議員を除斥とします。

井原正光議員の退場を求めます。

〔8番井原正光君退場〕

○議長（船川京子君） 井原議員の発言がプライバシーに当たると判断する議員の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。よって、先ほどの発言はプライバシーに当たると判断されました。

井原正光議員の入場を求めます。

〔8番井原正光君入場〕

○議長（船川京子君） 井原正光議員が入場しました。

井原正光議員に申し上げます。

先ほどの発言はプライバシーに当たると議決されましたので、当たるような個人的な発言は慎むよう申し上げます。

それでは、井原議員の討論を再開します。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは討論を続けたいと思います。

私がさっき述べたことについては、皆さん方の了解は得られませんでした。しかしながら申し上げたいと思いますけれども、議員は地方公務員法は適用されない、また、失職はしませんけれども、その議員という社会的地位から見ると、私はみずからその身を重んずるべきだなと思っておるところでございます。

それでは続きます。次に、地方自治法改正について、ちょっと申し上げたいと思います。

1999年7月に地方分権一括法が成立いたしまして、地方自治法が改正されて、翌年度、これが施行されたわけでございますけれども、機関委任事務制度が全面的に廃止されて、国と地方、いわゆる公共団体とは対等な関係になったわけです。地方公共団体に対する国の包括的な指揮監督権個別法は廃止されたということでございますが、そういった経緯があって、今回の193回国会におきまして、この一部改正が提出されたわけでございます。

その中で地方公共団体の監査制度の見直しについて、第31次地方制度調査会の2016年、平成28年3月16日付で人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申が出されておるわけでございます。この改正については、日本弁護士連合会が意見を言っておりまして、改正法第198条の4第4項については、大臣が団体に対する監査基準の策定、変更について指導を示すということになっているわけですが、これはさきの地方分権一括法の成立を受けて、これおかしいんじゃないかというような、弁護士連合会が釘を刺しておるところでございます。

ですから、この監査基準の策定、利根町ではまだ策定されておられませんけれども、この監査基準を策定して専門性の向上を図る、これが私はいいのではないかと考えております。全国の各自治体でもこの上位法の一部改正を受けて、監査基準の策定を市町村の約45%以上が既に策定しているとしておるところであります。

そういうことで、今回の改正の内容を見ますと、議会からの監査委員の設置が選択制に

なつたと、つまり法第196条第4項ただし書きにより、廃止するか……。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。

午前11時08分休憩

---

午前11時14分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、井原議員の討論を再開します。

○8番（井原正光君） 発言を許していただいたことに感謝いたします。

どこまで行ったかちょっと忘れてしまいましたけれども、要はこの上位法の改正に基づいて、執行部も我々議員もまだ議論していないんだと、そういうことを言いたいんですよ。その議論された後にこの条例は、本来は出すべきだったんです。

幾ら言ってもわからないようですから、その中で少し短くして言いますけれども、これまでの彼の監査委員による監査報告、私どもも目にしております。しかしながら、法第199条7項の報告は今までになかったように感じております。仮に、今後、学校給食の財政負担のほう等をさらに講ずることとなった場合は、これ監査できないですよ。今でも何かちょっと私は疑問に思っておるわけでございます。

そういうことで、さっきも言ったように、監査基準の策定をまず急いで、それでしっかりと監査の強化に向けた体制を整えることが先だと言っておきます。

もう一つだけ、議長、申しわけないですね。

利根町監査委員条例についてなんですけど、法第222条で監査の必要事項は条例で定めまస్తుなっているんですけども、当町の条例では定数のみ、本町の監査委員の定数は2人とするのみであつて、議員のうちから選任する等云々はうたっていないんですよ。だから、こういった不備があるということ指摘せざるを得ないんですよ。

それともう一つは、現在、監査委員2人で一生懸命町の財務等について監査をしていただいているところなんですけれども、この2人の意見がいつも合っているんですね。人間いろいろな物の見方、考え方、監査に当たって人間みんな別なわけですから、当然意見が分かれることがあつてもいいと思うんです。ただ、それがない。合議不調の際の各委員からの意見の講評を私は欲しいなと、それがなされていないので、今回も恐らくこの委員が監査委員になったら、この報告はないのかなと思つております。事務局である程度調整はするんでしょうけれども、やはり監査委員というのは常に公平不偏の態度を保持して監査をしていただきたいというのが私の意見でございます。

最後に申し上げますけれども、まだ個人のことを言うと議長に言われますけれども、議員は何か今、体調がすぐれない様子なので、いつの間にか議会から姿が見えなくなつていふような態度も見受けられるので、心身の故障によって職責を離れるようなことがあつてはならないので、議会として、そういうことになつた場合には公聴会等も開かなければなら

らない、大変なことになるので、そういうことにならないように、私はちゃんとやるべきだなと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、以上、私の意見を表明して反対討論とさせていただきます。終わります。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2番山崎誠一郎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 賛成討論を行います山崎誠一郎でございます。よろしくお願ひします。

傍聴の方もいらっしゃいますし、多分これ町民の方も今後お聞きになるとお思いますので、私は今回の監査委員選出について、まず、この経緯ですね。真実の経緯についてご説明いたします。

私、今回当選しました新人議員でございます、初めての臨時議会の前に、議員全員参加の全員協議会というところにお出席いたしました。そこで総務産業建設常任委員会の委員長、厚生文教常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長等を選出いたしました。

次に、監査委員の選出を行ったんですが、今言った総務産業建設常任委員会の委員長、厚生文教常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長、監査委員、びっくりしたことに最初からくじ引きでございました。くじ引きで決めるのかと、まずもってびっくりしたわけでございますが、来たばかりで、なったばかりで、ああこういうものなのかなと思いつつも、絶対おかしいなという思いをしておりました。

〔「今の発言は関係ないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○2番（山崎誠一郎君） 関係ございます。

そして、今問題になっている監査委員におおいての経緯ですが、立候補者が若泉議員、石井議員、片山議員の3人が立候補いたしました。すぐにくじ引きに入りました。くじ引きに入りますと、若泉議員がくじ引きで当選いたしました。で、監査委員に決まりました。

そのくじ引きが決定した後に井原議員のほうから、若泉議員は不適格だという話になりました。私はその場で、何でくじ引きの前にその意見を言わないんだと。

○議長（船川京子君） 山崎議員、暫時休憩とします。

午前11時22分休憩

---

午前11時24分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山崎誠一郎議員の討論を再開します。

○2番（山崎誠一郎君） くじ引きの話をしてお叱りを受けましたので、くじ引きはカットさせていただきます。

各委員長と監査委員を決定いたしました。決定した後に、井原議員のほうから、若泉議



員は不適格だという話になりましたので、全員参加しておりましたので、私のほうから、なぜ決定をする前に言わないで、若泉議員になったらいきなりそんなこと言うんですかという話をさせていただきました。後出しじゃんけんというか、ルール無視の決定だったので非常に憤りを感じた次第でございます。しかしながら、全員参加しておりましたので、各三つの委員長、それと監査委員、そのまま全員協議会は通りました。

それで、臨時議会の日を迎えて、我々当然全員で決めた話なので、通ると思っていたんですが、井原議員のほうから、臨時議会において若泉監査委員は不適格等の理由で動議が提出され、さらにそこでくじ引きで負けた2名、参加した2名が挙手によって賛成をしたというのが実態でございます。動議に賛成した次第です。なぜ自分が立候補して破れた2名がそこで挙手できたのかと、これはおかしいだろうと思った次第でございます。

こんなことをやっていたら信頼関係も一体感も生まれまいだろうと、ルール無視だと、筋が通らないと、そういったことがあり、石井議員のほうから質疑のあった自治法の改正、ただし書き、私も勉強いたしました。

ただし書きの中で確かに書いてはあります。選ばなくてもいいよと、しかしながら今の利根町の条例は議員と一般人という形になっているわけです。それを、賛否をとればいいのに、いきなり「おかしいだろう、不適格だ」と、「これは議会でもんだのか」と、「行政は何やっているんだ」と。しかしながら、本来はこの問題は行政が出すのではなくて、議会が出すものだと私は理解いたしました。

そういったことも含めて、議会として、例えばこれからこれをもんでもいいことだと思います。しかしながら、今というか、先日のときに出さなくても、出す案件ではなかったんだろうと私は理解してございます。

こういったものを含めて、今、経緯を説明させてもらいましたが、傍聴の方、またここにいらっしゃらない町民の方、どういように感じるかもしれませんが、私は今ここに登壇して賛成の考えを申し述べさせていただきました。私はどう考えても納得できないという思いでございます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

山崎議員が先ほど述べたのは事実です。私もそのとおりだと思います。

いずれにしても、若泉昌寿議員は長年の豊富な経験とすばらしい見識を持っておりますので、利根町監査委員としてふさわしい人物です。賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子です。議案第40号 利根町監査委員の選任について、賛成の立場から討論いたします。

監査委員の選任については、地方自治法第196条とこれに付随する町の条例、規則等、例えば利根町監査委員条例、そのほかの規則等にととって上程されたものであります。

また、利根町監査委員条例等を改正するためのアクションは、いろいろな準備、議論等が必要でございます。議会議員の中で、この準備、議論等を行われていません。

この過程が存在せず、全員協議会で決定したことでございますので、私はこの議案に賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第40号 利根町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

若泉昌寿議員の入場を求めます。

〔10番若泉昌寿君入場〕

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員が入場しました。

---

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第41号 利根町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は、1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

井原議員、質疑は自席と決まっております。

○8番（井原正光君） 大変失礼いたしました。それでは、議案第41号について質疑をいたします。

今回提出されております利根町森林環境譲与税基金条例についてでございますが、この設置について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいてこの基金を設けなさいよということでございますが、ではこの上位法の言わんとするところは何なのか、そ

れを説明していただきたいと思います。

また、茨城県で県民から広く森林湖沼環境税1,000円を取っておりますけれども、何かこれと類似したものだなと私は思っておりますので、これとの関連性と、それと、今まで行った森林湖沼環境税の使われた成果、利根町ではどういうことをしたのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

また、町の森林の状況、利根町にも森林というのはあるのかどうかわかりませんが、これどのくらい利根町に存在してあるのか。住民負担については後から聞きます。森林の状況についてお伺いしたいと思います。

それから、できれば、この二つの森林環境税と森林環境譲与税のほかに、今回の条例の中では処分までしか書いていないんですが、これがどういう形で将来運営されていくことになるのか、その他の関係法令があれば、それについてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

お願いします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 井原議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、森林環境税、森林環境譲与税の内容についてご説明いたします。

今回の法律の創設の趣旨としまして、パリ協定の枠組みのもとで我が国の温室効果ガス排出削減の目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年通常国会において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立いたしました。

森林環境税は、国民から税をいただく森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税という二つの税から構成されております。

森林環境税は個人住民税の均等割納税者の皆様から国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村で徴収し、税収としては市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入ります。

また、課税の時期につきましては、令和6年から課税するとされております。

続きまして、県条例の森林湖沼環境税についての成果ということですが、町では高度処理型浄化槽の設置及び身近なみどり整備推進事業で活用しております。

続きまして、森林の状況と住民負担についてですが、利根町の森林面積は50ヘクタールあります。今回の森林環境税に関係する私有林、人工林は11ヘクタールです。

個人負担ですが、先ほども申したとおり、個人住民税の均等割の納税者の皆様から国税として1人年額1,000円を上乗せして、市町村で徴収いたします。

関連法とのことですが、森林法、あと税法なので地方税法等があります。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番(井原正光君) 今、課長から説明を受けました。私もいろいろ調べてきましたら、この気象変動枠組条約、第19回締約国会議(COP19)、大きなそういう観点からこの法律がつけられたんだということがわかってきました。

それで森林湖沼環境税、これは県のほうで1,000円をいただいて、今課長からいろいろお話していただきましたけれども、浄化槽等の補助金に使われているということでございますが、この上位法ですね、将来そういった国民負担につながっていくのかどうなのか、これをお尋ねしたいと思うんです。それは何年ごろからそういう形になるのか等ですね。

それから、関係法令云々をお聞きしましたのですが、私が調べたところによりますと、森林経営管理法というのが平成31年4月から施行されているんですね。これによって町が森林経営管理事業を管理するとなっています。ですから、これらの法律を受けて、町が将来、さっき言った何ヘクターかかの森林を管理していくのかなと、そのためには、さきに譲与税として国が前もって市町村というか、県に配分するのかよくわかりませんが、配分して、それから町のほうに落ちてくると。

とりあえずは、この条例を見ると実にあやふやでわからないんですけども、設置は「森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成を確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用その他の森林の整備の促進に関する施策」となっているんですね。

要は、これから見ると、じゃあ町の公共施設云々の建築物はある程度木材を利用すると、そういう法律なのかなと私は読み取っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長(船川京子君) 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) この税金の使い方ということでよろしいでしょうか。

この森林環境譲与税につきましては、議員おっしゃるとおり、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用促進や普及啓発とあります。

間伐森林整備に関しましては、私有林の人工林整備とか里山の整備、公有林の整備等になります。

木材利用促進ということになりますと、学校、病院、福祉施設など木造により建設することができます。

あとは公共施設等における木製の机、椅子等の導入、公園等における木製遊具の導入というような使い方ができます。

○議長(船川京子君) 井原議員。

○8番(井原正光君) しつこいようですが、町長にお尋ねしたいんですが、この基金の設置の目的のために、この第1条関係の事業を行う、この事業を行うために今から基金に積み立てるということになっているんですが、基金の管理に関する必要事項は町長が定めるということになっているんですけれども、この事業に対するどういうことをやるんだと

いうことは、この中ではうたっていないんですね。まだ法律ができたばかりで、行政でも議論がされていないのか、検討されていないのかわかりませんが、ここが一番大事なポイントなので、今はあれなんですけれども、早急にそれを検討して、これは余りの簡単な基金条例ですから、今度はこの基金に基づいてどういうふうにするか。

今、課長がおっしゃったように、湖沼環境の中ではこういう事業をやりますよ、やっていますよと言いましたね。そういった事業のこういった事業に使うのか、それを決めていかなきゃならないと思うんです。そういうのをつくるのか、つくりたくないのか、私は早急につくっていただきたいと思うんですが、その辺の意見をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今後、皆さんと相談しながら検討していこうと考えているところでございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番 峯山典明議員。

○1 番（峯山典明君） 1 番 峯山典明です。私は反対の立場で討論させていただきます。

議案第41号の条例による基金は、国が制定する森林環境税が元になります。森林環境税は、2024年度から国民1人当たり年間1,000円の個人住民税均等割を上乗せて徴税するものです。

東北大震災からの復興を名目とした復興特別住民税が2023年度末で期限切れとなることから、そのかわりとして徴収する意味合いが強いものと、私は考えております。森林吸収源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を、国民個人に押しつけるものです。

個人住民税の均等割は、所得割が非課税となる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であり、その均等割への一律額の上乗せは、低所得者の負担をさらに強めるものです。本来ならば温室効果ガス排出の原因者でもある大企業にも負担を求めるべきです。水源涵養機能などの恩恵が国民個人に費用負担を求めることが理由だとおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、当然、法人、大企業も水源涵養機能の恩恵を受けています。受益者です。このことから矛盾していると言えます。

また、もう一つ矛盾していることがあります。それは譲与額の配分です。譲与基準の人口使用の割合が3割とされ、林業従業者数の2割よりも高くなっています。このため、人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されるようになっていきます。私有林が多いと推測される地方よりも、私有林の少ない大都市に剰余額が多くなることは、矛盾していると言わざるを得ません。

森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は、大変重要な課題です。需要のある

自治体への財源配分という観点からは、地方交付税の総額をふやして財源保障を行うほうが、より適切と言えます。よって、私はこちらの条例には反対させていただきます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第41号 利根町森林環境譲与税基金条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第42号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第42号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を1時30分とします。

午前11時54分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第43号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は、1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第43号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、通告をしてありますけれども、減額賦課した、この該当者数、それから、減額いたしますと当然財源が少なくなるわけなんですけれども、それをどういう形で補填するのか、そういったこと。

それから、下にちょっと書いたんですけども、政令等か何かでもそれがうたわれているのかどうかも含めて教えてください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員の質問にお答えいたします。

最初に、今回の改正で減額賦課した該当者数とのことですが、年度中の見込み数として計算してございますのは合計1,618名、それで全体の被保険者に占める割合で申し上げますと23.0%ということになります。

段階別に細かくご説明申し上げたいと思います。

改正案の第2条第2項第1号の方になるわけなんです、具体的には生活保護を受給されている方とか高齢福祉年金の受給者で世帯全員が非課税である方、あるいは世帯全員が町民税非課税でご本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円の方が該当となりますが、860名という計算が出ています。こちらの被保険者全体に占める割合なんです、12.2%となっております。

次に、第2条第2項第2号の方、こちらにつきましては世帯全員が町民税非課税で、ご本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方が該当となりますが、416名ございます。全体に占める割合ですが5.9%という状況です。

続きまして、第2条第2項第3号の方、こちらは世帯全員が町民税非課税でご本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方となりますが、342名で全体の4.9%を占めてございます。

次に、財源の措置ということで、背景にある法令等の概要について申し上げたいと思います。

このたび、過去の平成26年になりますが、通称医療介護総合確保推進法第5条による介

介護保険法の一部改正がございました。そこで介護保険法に新たな軽減規定が加わったことで、市町村が所得の少ない者の保険料の減額賦課した場合に、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みづくりがそこで整ったわけです。

この改正の流れを受けまして、改めて本年、平成31年3月29日に通知がありまして、本年10月以降の消費税率引き上げに伴う介護保険法施行令が改正されております。

この施行令の改正内容でございますが、本年10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当であるということを反映しまして、低所得者の軽減率は令和2年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準にするという趣旨での、今年度の軽減割合が示されてございます。

こうして所得の段階別に減額賦課に係る軽減幅の基準が定められたわけでございますが、また今回の介護保険法施行令改正と同時に、別の政令なんですけど、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行されてございます。

この政令ですが、市町村の特別会計への繰り入れ等に関する規定を定めたものでございまして、市町村が毎年度介護保険特別会計に繰り入れする額の根拠規定となっているものでございます。

この政令も低所得者の軽減強化による介護保険法施行令の改正を受けまして、関連規定の整備など所要の改正が行われておりまして、この二つの政令の改正のもとに、今回、条例の改正を行うものでございます。

ご質問の財源措置についてでございますが、先ほどの推進法第5条の規定による介護保険法の改正によりまして、国が2分の1、県が4分の1、町の一般会計のほうで4分の1の額を負担することになっていることから、減額した額の総額が一般会計から介護特会のほうに繰り入れられることになってございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、説明をお聞きいたしました。

要は今回の軽減幅は、令和2年完全実施の半分ということですね。了解しました。

それから、一般会計から特別会計に繰り出すことができると、法律でそれが明記されたということですね、はい、わかりました。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第43号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。



お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は、4名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）、10ページの日2商工振興費、賃金からプレミアム付商品券販売事務業務委託424万1,000円、それを減額して負・補・交に組み替えたということなんですけれども、この負・補・交に組み替えた理由は、なぜこれ組み替えなきゃならなかったのか、その辺、お願いします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

当初予算としてプレミアム付商品券販売事務委託を委託料から負・補・交に組み替えた理由はというご質問ですが、今回、消費税引き上げ対策のプレミアム付商品券事業は、以前に実施しました臨時福祉給付金事業に倣い実施していただきたいとの国からの説明がございました。

また、予算措置についても、臨時福祉給付金を参考に措置していただくことが望ましいとの回答がございました。

しかし、例年商工会が実施しておりますプレミアム付商品券、町内共通商品券販路拡大事業と同様の事業であり、支出項目は補助金でございます。消費税引き上げ対策のプレミアム付商品券事業については、対象者が低所得者、子育て世代であることが、例年実施しておりますプレミアム付商品券との違いでございます。

また、県に確認したところ、補助金としての支出でも可能との回答がございましたので、例年商工会が実施してございますプレミアム付商品券、町内共通商品券販路拡大事業と同様に補助金の支出が望ましいと判断しまして、予算の組み替えを今回の補正予算に計上させていただきました。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番(石井公一郎君) 今、県のほうの補助金でもいいんだということなんだけれども、初めに当初予算を組んだときに、当初予算でそのような形で当初から委託料でやっていくんだというようなことなんだけれども、それを補助金に組み替えなくちゃだめなんだと、初めから当初予算のときにわかっていたと思うんですよ。国からそういう通知があったかどうかのこうと言って今組み替える、そうすると、委託料で町でもできるんだけれども、それを商工会のほうに、はいどうぞという形で、事務量を減らすという考えがあるんだかわからないけれども、その辺、いかがですか。……(「いじめはどうなっているの」と呼ぶ者あり) いじめはいじめで今からやるんだもの、いいべよ、それはそれで。

○議長(船川京子君) 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) 石井議員のおっしゃるとおり、県のほうで確認したところ、委託料でも負担金でも町のほうの使いやすいほうでよいとの回答は得ています。ただ、委託料にした場合、今まで例年行っているプレミアム付商品券、町内の販路拡大事業、これが補助金であります。それを今回のプレミアム付商品券、同じ項目ですので、それを委託料のままにしておく予算上ちょっと都合が悪いというか、おかしいだらうということで、補助金のほうに予算を組み替えた次第です。

○議長(船川京子君) 石井議員。

○5番(石井公一郎君) それでは、11ページの款9、4の教育研究指導費で248万1,000円、いじめ防止対策推進事業がのっているんですけども、これは金額の増額補正なんですけれども、これは平成31年度の定例会のときに、利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、日弁連が定めるいじめの重大事態の調査に係る第三者委員会のガイドラインに基づき、専門性の高い知識及び経験に応じた適正な報酬の額に改めるというようなことで4月1日から施行されているわけなんですけれども、この中でいじめ問題調査委員会委員長日額「6,700円」を「3万円」に改めたと、委員が「6,000円」を「2万5,000円」に改めたと、それともう一つは、検証委員会についても同額の改正であったということで、この改正も増額の補正であると思うんです。

それで、委員は何名いて、弁護士ほかどういう職種の方なのか、それと、この第三者委員会は何回を予定している金額なのか、それに、これはあくまでも報告書作成までだと思うんですけども、いつごろまでに完成するのか、その辺をお伺いします。

○議長(船川京子君) 直井指導室長。

○指導室長(直井由貴君) ただいまの石井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、調査委員の数等ということでございますが、調査委員は全部で4名で現在調査委員会を組織しております。

その内訳でございますが、弁護士が2名、臨床心理士が1名、社会福祉士が1名の計4名でございます。なお、委員長につきましては弁護士の方が行っております。

続きまして、今回の補正予算の内訳についてでございますが、平成31年4月24日開催の

いじめ問題調査委員会におきまして、委員長のほうから、引き続き関係者の聞き取り調査が必要であるという報告を受けまして、当初予算に計上できなかったことから、今回の補正の計上をさせていただいているという経緯がございます。

その内訳でございますが、いじめ問題調査委員長から、16回分の聞き取り調査等が必要であるという報告を受けての計上でございます。したがって、委員長の報酬は先ほど石井議員からもありましており改正をしておりますので、1回3万円掛ける16回で48万円、委員1人2万5,000円掛ける3名おりますので3名分、掛ける16回で120万円、報酬としての合計といたしましては168万円でございます。

その他の調査委員や参考人の費用弁償代、音声ファイル反訳業務委託料等の合計で8万1,000円、総額248万1,000円の計上となっております。

また、今、ご質問いただきました回数等ということがございましたのでお知らせしたいと思っております。

第1回いじめ問題調査委員会を平成30年8月29日に開催して以降、ことし5月末現在、35回開催をしております。平成31年3月末までに、調査委員会や聞き取り調査等で29回、平成31年4月以降5月までで、調査委員会や聞き取り調査等6回行って合計35回実施をしております。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは質疑いたします。

議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）ですが、2の歳入、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入ですが、618万円の予算を計上してあります。説明によりますと、防災ステーションの代替用地売り払いとの説明ですが、防災ステーションのために売り払いの所在場所、あと面積、土地の形状、この金額の設定はどういう過程を踏んで決定したか、その点をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、7ページ歳入で款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入についてご説明いたします。

まず初めに、防災ステーションについてご説明いたします。

押付地区で国が進めるスーパー堤防事業が平成23年度に中止になり、国では改めて平成24年度から防災ステーション事業が始まり現在に至っております。

国が進める事業であることから、地権者の土地並びに家屋等の補償は国が行います。移転先の底地はもともと町有地であったため、盛り土した利根町の土地に移転する場合は、移転者が利根町の土地を購入する必要があります。

今回の代替用地の所在地は、利根町大字布川字押付39番7で面積が802.71平米、土地の

形状は宅地です。

価格の決定は、平成30年度に実施した不動産鑑定評価額によるもので、1平米当たり7,700円です。今回の価格は618万867円になります。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

まず、歳出款3民生費、目1社会福祉総務費、地域生活支援事業について。

委託先はどちらなのか、金額は何件分なのか、そして50万7,000円で十分なのか、少ないのか足りないのかということを確認いたします。

そして歳出款9教育費について、1点、先ほど石井議員が質疑されたものと重なっている部分がありますので、そちらは省かせていただきます。

まず、報酬や旅費など規定があると思いますけれども、そちらがどのような内容なのか。そしてもう一つ、金額はどのように決められているのか確認いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

委託先はどちらかということなのですが、初めに、今回の補正の概要についてちょっと補足しますと、この地域生活支援事業とは、障害のある方の地域生活を支えることを目的として行う事業でございます。日常生活で使用する日常生活用具の給付や手話通訳者の派遣など、さまざまな支援を総合的に実施する事業でございます。

今回はそのようなさまざまな事業でも訪問入浴サービス事業の委託経費に、予算の不足が見込まれるため補正するものでございます。

委託先はどこかのご質問ですが、単価契約を行っております3カ所のサービス提供事業者がおります。一つは取手市にあるセントケア茨城株式会社、二つ目が同じく取手市にある株式会社すわっと、もう一つの事業者は牛久市にあるウエルシア介護サービス株式会社でございます。

次に、何件分の金額なのかというご質問ですが、今回の補正分は利用件数にして45件分、1件当たりの公費負担が1万1,250円ということで50万7,000円を増額計上させていただいております。

次に足りないとか、少ないんじゃないかというあれなのですが、50万7,000円で十分なのかというご質問ですが、訪問入浴とは、重度の障害のために入浴に当たり多くの支援が必要で、かつ自分の浴室の利用も困難である65歳未満である者に、移動入浴車で特殊な機材を持ち込みまして入浴を提供するサービスでございます。

入浴時に支援が必要となる重度な障害をお持ちの方につきましては、当該訪問入浴事業以外に、そのほか優先して利用するサービスが複数あるため、例年ですが、施設利用者の一時帰宅時とか、けが等で一時的に自宅での入浴が困難になった場合に対応するため、一時的な利用件数を見込んで通常は予算計上してございます。

今回の場合ですが、障害が重度化し自宅の浴室での対応ができなくなったものの、通所・入所等施設での支援は申請の方が望まれていなかったということで、なれた自宅での生活を続けたいという申請者の要望に対応できるようにしたものでございます。

現時点では、一般的にこうした方からの申請を見込むことが今のところできませんので、今後、別の方から、こういった短期的ではなく長期の利用申請があった場合は、申請していただいて審査決定して、その場合、補正での対応をお願いいたしたいと思っております。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それでは、峯山議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、報酬や旅費などの規定はあるのかということのご質問でございますが、報酬につきましては、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして定めております。

旅費につきましては、利根町職員の旅費に関する条例に基づいて定めております。

次に、金額はどのようにして決めているのかというご質問でございますが、こちらはいじめ問題調査委員は、根拠をもとにいじめの事実認定や聞き取り調査等を行っております。

その重責と特別な調査であるという性格を踏まえて、日ごろから法律の専門家として事実認定に携わる職務を担っている弁護士の報酬額を基準に策定をしております。

参考といたしましては、昨年平成30年11月に日本弁護士連合会のガイドラインによりまして、通常の弁護士の相談業務の場合、30分5,400円、旅費につきましては、往復90分以内で5,400円ということが提示されました。そういったことを鑑みまして策定をさせていただいているところでございます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、歳入のほうで消費税引き上げに伴う交付金86万円ということで、この金額について低所得者・子育て世帯ということで、そこにうたってあるんですけども、もう一度、内容がわからないのでご説明をお願いいたします。

それから、前後して申しわけございませんけれども、土地売り払い収入については五十嵐議員のほうから質疑が出て答弁をいただきましたので、これは結構でございます。

森林環境譲与税62万8,000円の算定基礎、これは先ほど森林云々の中で峯山議員が、反対討論の中で一部お話していたような感じもするんですけども、改めてひとつお聞きした

いと思います。

それから、ページ9の節11の農林業近代化施設管理事業、利根町に農業近代化施設があったのかどうかちょっと忘れましたので、その辺も含めて教えてください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、井原議員の質疑に対しての答弁を行います。

最初に、森林環境譲与税62万8,000円の算出基礎についてということですが、平成31年度の国予算額は200億円で、市町村の割合は80%、160億円になります。

私有林、人工林面積は160億円の5割、林業就業者は2割、人口割は3割となっております。

利根町には林業就業者はいませんので、私有林、人工林の面積と人口になります。

利根町の人工林面積11ヘクタールを全国の人工林707万3,532ヘクタールで割り返した率、ちょっと細かいんですが、0.0001550929%に160億円の5割、80億円を乗じた金額となります。

人口も同じように、利根町の人口1万6,313人を全国人口1億2,716万3,582人で割り返した率、0.01282835835%に160億円の3割、48億円を乗じた金額となります。

私有林、人工林面積は農林業センサス2020年度、林業就業者及び人口は国勢調査の2015年の数値を使っております。

続きまして、消費税引き上げに伴う交付金86万円についてのご質問ですが、今年度10月1日から販売を開始いたします消費税引き上げ対策のプレミアム付商品券発行事業の対象者抽出業務の委託料が確定したことによる事業費の増額により、プレミアム付商品券発行事務補助金の増額でございます。

続きまして、農林業近代化施設管理事業22万6,000円についてのご質問ですが、平成元年5月、利根町大字立木に建設した施設でございます。完成から31年余りが経過しており、かなり老朽化が進んでおります。ことし3月の強風により屋根部の一部が破損し、近隣の圃場に飛来するおそれがございますので、現在、栽培されております水稻に被害が及ばないように修繕をするため修繕費を計上するものです。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） お聞きいたしました。

要は、消費税引き上げに伴う86万円は、その抽出業務に要する事務費だと理解いたしました。

それから、森林環境譲与税、コンマ以下の数字で大変なんですけれども、これは200億円と言いましたか、順次引き上げられていって何年か先には満額来るのでしょうかけれども、

先ほども町長のほうにお願いしたんだけど、人、これを早目に、これは自治体で考えなさいということになっているかと思うんで、ひとつその辺をお願いしておきます。

それから、近代化の施設、これいつまでも町で管理してはしようがないので、何とかこの利用方法を考えないと、微々たる補修かもしれないんですけども、何か考えてくださいよ。

町長、いかがですか。何とか考える方向で、前向きにどうですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 就任した当時からいろいろなことを考えていまして、借金が残っている年数というか、あの施設は違う職種に使えないんですね。同じような施設、キノコ屋とかやっていた施設だと思うんですけども、そういう同じような施設にしか使えないということで限定された職業なので、町で何とか声をかけてみていますけれども、これからは皆さんと話し合いながらいい答えが出るようやっていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第45号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

この減額分については、件数は何件だということでもってお聞きしたところなんですけれども、なぜこのようなことが起きたのか、減額されるに至ったのか、上位法との絡みがあるのでしょうかけれども、法とのつながりがわからないので、その辺も含めてご説明くだ

さい。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書の4ページ、第1号被保険者保険料676万円の減額についてということなんです。款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収現年度分でございますが、634万5,000円を減額するものでございます。

特別徴収現年度分の内訳を段階別に申し上げたいと思いますけれども、一番低い所得階層の第1段階となりますが、779件を見込んでおりまして327万2,000円の減額となっております。また、次に低い所得階層の第2段階と言われているものなんです。377件、263万9,000円の減額、次に低い所得階層の第3段階では310件、43万4,000円の減額を見込んでございます。

次に、節2普通徴収現年度分でございますが、41万5,000円を減額するものでございます。

こちらは第1段階から第3段階まで合計は件数ですが、152件を見込んでおり、41万5,000円の減額となっているものです。

普通徴収の現年度分の内訳なんです。一番低い所得階層の1段階では、81件を見込んでおりまして21万5,000円の減額となります。また、次に低い所得階層の第2段階では39件、17万2,000円の減額、次に低い所得階層の第3段階では32件、2万8,000円の減額を見込んでございます。

それで上位法との関係ということで率的になるんですが、1段階につきまして、今回減額措置を講じる必要性となった根拠なんです。現在、昨年度まで基準となる9段階でなくて真ん中の段階が5段階、それ以外の基準額として5万5,800円という基準額がございませぬ。その基準額をもとに1段階の方は0.125減額となりまして、減額改正後の調整率は0.375ということで2万900円となっております。

次に、2段階につきましては、現在0.75、金額にしまして4万1,800円、これも0.125です。真ん中の基準額に掛けまして最終的に0.625となるんですが、それで今の3万4,800円という額が出ています。

次に、第3段階、これも本則では0.75、今回の減額率が0.025ということで、減額との調整率が0.725ということで4万400円ということで改正が上位法の割合が定められましたので、それに準じた率を掛けたもので基本となる金額を出してございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。



これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第45号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第46号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 質疑をいたします。

まず、提案理由のほうで課長が説明したと思うんですが、「土地改良事業（経営体育成基盤整備事業利根西部地区）の地区内に編入したいので提案する」と、この意味がわからないですね。どういうところでも区域は編入できると思うんですが、なぜ行徳が中田切に変更しないと編入できないのか、それをお聞きしたい。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、井原議員の質疑に対してお答えします。

現在事業を進めている利根西部地区内の中で、大字中田切地内に1筆だけ大字行徳が残っております。国への採択申請を行った際に、地区申請にこの大字行徳が含まれておりませんでした。

また、土地改良事業を実施した場合、従来の境界が不明確なものになりますので、土地を合筆したり分筆したりして、新しい区画や地形にあわせて登記をし直す必要がございます。

不動産登記法では合筆する場合、字が異なる土地は合筆できないことになっておりますので、今回、大字行徳1筆しかないものですから、大字行徳の面積が126平米、せっかく基盤整備を行ったとしても126平米の土地で帰ってくるような形になってしまうため、今回、字の区域の変更を上げさせてもらいました。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） よくわかりました。

西部地区、今進めているんですけれども、そのほかに、この西部地区の事業の中でこう

いった大字で面積が小さいもの、そういうものもあると思うんですけれども、それがあつたら、その処置についてはどのようにされているのか、ここには載っていないんですけれども、私の知っているところではたしか「松木（まつき）」と言いましたっけか、あの辺、そういう大字があつたような記憶があるんですが、そういった大字についてはどのようにしているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 井原議員おっしゃるとおりに、利根西部基盤整備地区内に松木という1筆だけの土地がございます。

これは大字下曾根に接している土地でありまして、今回の西部の基盤整備事業の区域外となっております。

理由としましては、隣地に住宅がありまして、その隣地の住宅分を地区外としていただきますので、その分で今回字の変更等は必要ないため、松木は計上しておりません。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第46号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君）　ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君）　令和元年第2回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

6月5日から本日までの10日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案を申しあげました案件、全て原案のとおり可決並びにご承認をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中、7日から12日まで行われた一般質問や議案審議の過程において、議員の皆様からいただきましたご意見やご要望、ご提言などにつきましては、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと思っております。

今定例会の冒頭でも申しあげましたように、町としましては町民みんなが協力し、調和し、美しく心温まるようなよい町を目指して、町の魅力向上のため鋭意努力してまいる所存でございます。

間もなく本格的な夏のシーズンが到来いたします。去年の大型台風の到来やゲリラ豪雨などにより大きな被害となる場合も考えられますことから、風水害に対する対策を含め、気を緩めることなく、今後も町政運営に当たってまいりたいと考えております。

議員各位におきましても、ますますご自愛なされ、さらなる町の発展のために町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会定例会の閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。

10日間、大変ご苦労さまでございました。

○議長（船川京子君）　発言が終わりました。

---

○議長（船川京子君）　以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和元年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和元年第3回定例会は、令和元年9月5日木曜日の開会を予定しております。  
お疲れさまでした。

午後2時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船川京子

利根町議会副議長 新井邦弘

署名議員 片山 啓

署名議員 大越 勇一